

三春町危険木除去活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内において、倒木による被害を未然に防止するため、地域ぐるみの活動として危険木の除去活動を行う地域団体に対し、三春町危険木除去活動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、三春町補助金等の交付に関する規則（平成17年三春町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、別の補助事業を活用していない行政区及び各地区まちづくり協会とする。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、町内において、倒木し、又はそのおそれがある枯死木、枯損木、傾斜木等の危険木の除去を行う次の各号に掲げる事業とする。

(1) 地域の安全確保のために隣接する人家や道路等に被害が及ぶ可能性がある危険木の伐採、枝打ち及びそれにより発生する伐採木等の処分等

(2) 地域として守るべき文化財等（文化財指定の有無は問わない。）及びその景観に影響を与える危険木の伐採、枝打ち及びそれにより発生する伐採木等の処分等

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に要した委託先に支払う経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）の2分の1以内とし、補助金の額の上限は100万円とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項の経費から、伐採した木を有価物として処分した場合の売却金額を控除するものとする。

3 本要綱に基づく補助金の交付は、規則第4条ただし書きの規定に基づき、同条の規定にかかわらず、前2項の規定により算出した額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三春町危険木除去活動事業補助金交付申請書（様式第1号）を作成し、事業計画（実績）書（様式第2号）を添えて町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は前条の規定による申請があったときは、規則第6条第1項及び第2項の規定に基づき当該申請に係る書類の審査及び現地調査等により補助金の交付の可否を決定し、速やかに三春町危険木除去活動事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知しなければならない。

(事業内容の変更等)

第7条 前条の規定により補助金交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、事業内容を変更又は中止しようとするときは、三春町危険木除去活動事業補助金交付変更（中止）申請書（様式第4号に事業計画（実績）書（様式第2号）を添えて、町長に提出しその承認を受けなければならない。

2 町長は前項の申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、三春町危

除木除去活動事業補助金交付変更（中止）決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知しなければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに三春町危険木除去活動事業補助金実績報告書（様式第6号）に事業計画（実績）書（様式第2号）を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、三春町危険木除去活動事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 交付決定者は、前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けたときは、三春町危険木除去活動事業補助金交付請求書（様式第8号）により、補助金の交付を請求することができる。

（帳簿及び書類の整備）

第11条 交付決定者は、補助事業に係る収支に関する帳簿及び証拠書類を整備し、当該事業完了後5年間保存しなければならない。

（決定の取消し）

第12条 町長は、規則第16条各号のいずれかに該当する場合のほか、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他の不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの要綱に違反したとき

（3）その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第9条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の決定を取り消した場合においては、規則第17条の規定により、補助金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。